平成２３年（フ）第９０号
広島県廿日市市宮内1490番地２
債務者　古庄　稔子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９８号
広島市西区庚午北２丁目12番23―303号
債務者　居倉　真理
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６号
福岡県筑後市大字一条1220番地１　プリメール大谷102
債務者　田中　隆次
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３０号
大分県杵築市大字守江4466　Ｒ28番館207号室、住民票上の住所大分県杵築市大字守江4745番地21
債務者　森田　憲彦
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
大分県速見郡日出町大字豊岡940番地１　コーポかじや204
債務者　伊村くるみ
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
宮崎県都城市菖蒲原町19号１番地15　コーポ坂下102号
債務者　三森　康美（旧姓上門）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２８３号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目294番地７にいさとビル206
債務者　太田　弘子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字下里1009番地１　市営馬場団地11棟302号
債務者　宮城　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市下地字来間80番地
債務者　與那覇千枝（旧姓伊志嶺）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市平良字西里547番地　玉元アパート306
債務者　久貝ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第６２号
宮城県柴田郡大河原町字川瀬町２番地５
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第６８号
宮城県伊具郡丸森町字町東43番地
債務者　直井もとみ
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２６４号
秋田市桜４丁目11番８号　ハイツ陽明Ⅱ101号
債務者　湊　　夏姫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８号
秋田市牛島東３丁目７番21号　コーポささき103号
債務者　杉山　裕平
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１号
茨城県神栖市土合中央３丁目６番28―２号
債務者　山崎　光江
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４６号
山梨県南都留郡山中湖村平野1273番地の55
債務者　都竹　敬介
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷4408番地３
債務者　前田　仁美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係